

令和 元 年度
(平成30年度実績報告)

事業概要

さいたま市障害者更生相談センター

目 次

第 1	さいたま市障害者更生相談センターの概要	
1	名称及び所在地	1
2	設置目的	1
3	沿 革	2
4	施設の概要	2
5	組織及び職員配置	3
6	さいたま市障害者更生相談センター条例	4
第 2	業務の内容	
1	更生相談	5
2	係別業務内容	5
3	判定相談業務の日程	6
4	ケースカンファレンス・判定会議	6
5	更生相談の流れ	7
6	入所調整の流れ	9
7	訪問事業	10
8	その他の地域支援	13
9	高次脳機能障害者支援	14
10	研修会の開催等	15
11	手帳認定	18
第 3	相談・判定等取扱い状況	
1	身体障害者更生相談件数	20
2	知的障害者更生相談件数	24
3	高次脳機能障害に関する相談件数	26
4	手帳交付件数	27
第 4	調査・研究	
	第 20 回埼玉県健康福祉研究発表会	28
	「知的障害者更生相談所における施設訪問相談事業の取り組み」	29
	「遂行機能障害がある高次脳機能障害者へのコミュニケーション支援について」	31
	「高次脳機能障害の当事者グループ『はじめての一步』について」	33

第1 さいたま市障害者更生相談センターの概要

1 名称及び所在地

- (1) 名称 さいたま市障害者更生相談センター
- (2) 所在地 〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1(大宮区役所4階)
- (3) 電話 048-646-3128 FAX 048-646-3163
e-mail syogaisha-kosei-sodan@city.saitama.lg.jp



2 設置目的

身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所並びに知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所を一体的に設置し、総合的に運営することにより、身体障害者、知的障害者及びその家族等からの、専門的な知識及び技術等を必要とされる相談に応じ、その福祉の向上を図ることを目的とする。

3 沿 革

開設に先立ち、平成14年4月から平成16年2月まで埼玉県総合リハビリテーションセンターに職員を派遣し、補装具の処方及び適合判定、障害者手帳判定及び認定業務等の専門的・技術的部門の実務研修を実施し、併せて、平成15年4月に更生相談所準備室を設置し、開設の準備を進めた。

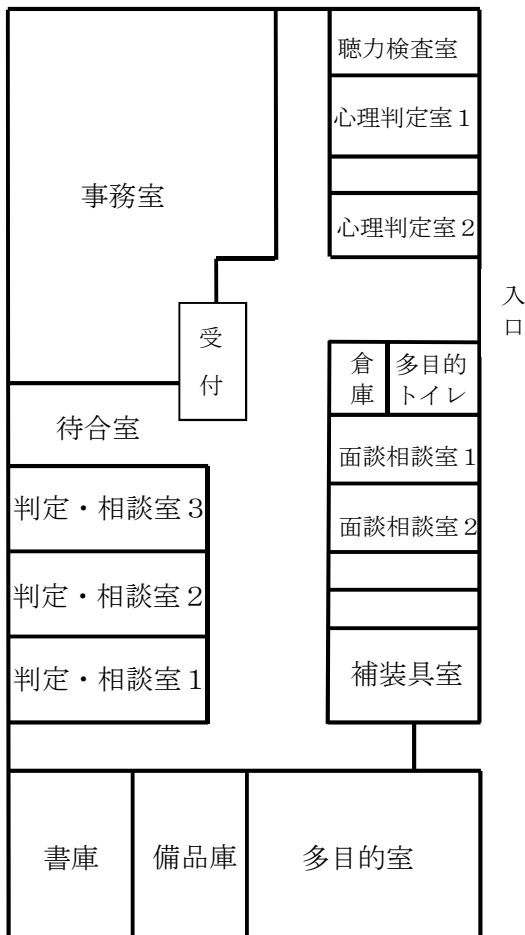
平成16年4月1日、更生援護の専門的・技術的部門の拠点として、機能が十分に発揮できることを念頭に、また、市内の障害者の実情、交通の利便性等を考慮し、大宮区役所4階に開設した。(令和元年5月新庁舎に移転)

平成25年度から高次脳機能障害者支援事業を開始し、令和元年5月7日に高次脳機能障害者支援センターを開設した。

4 施設の概要

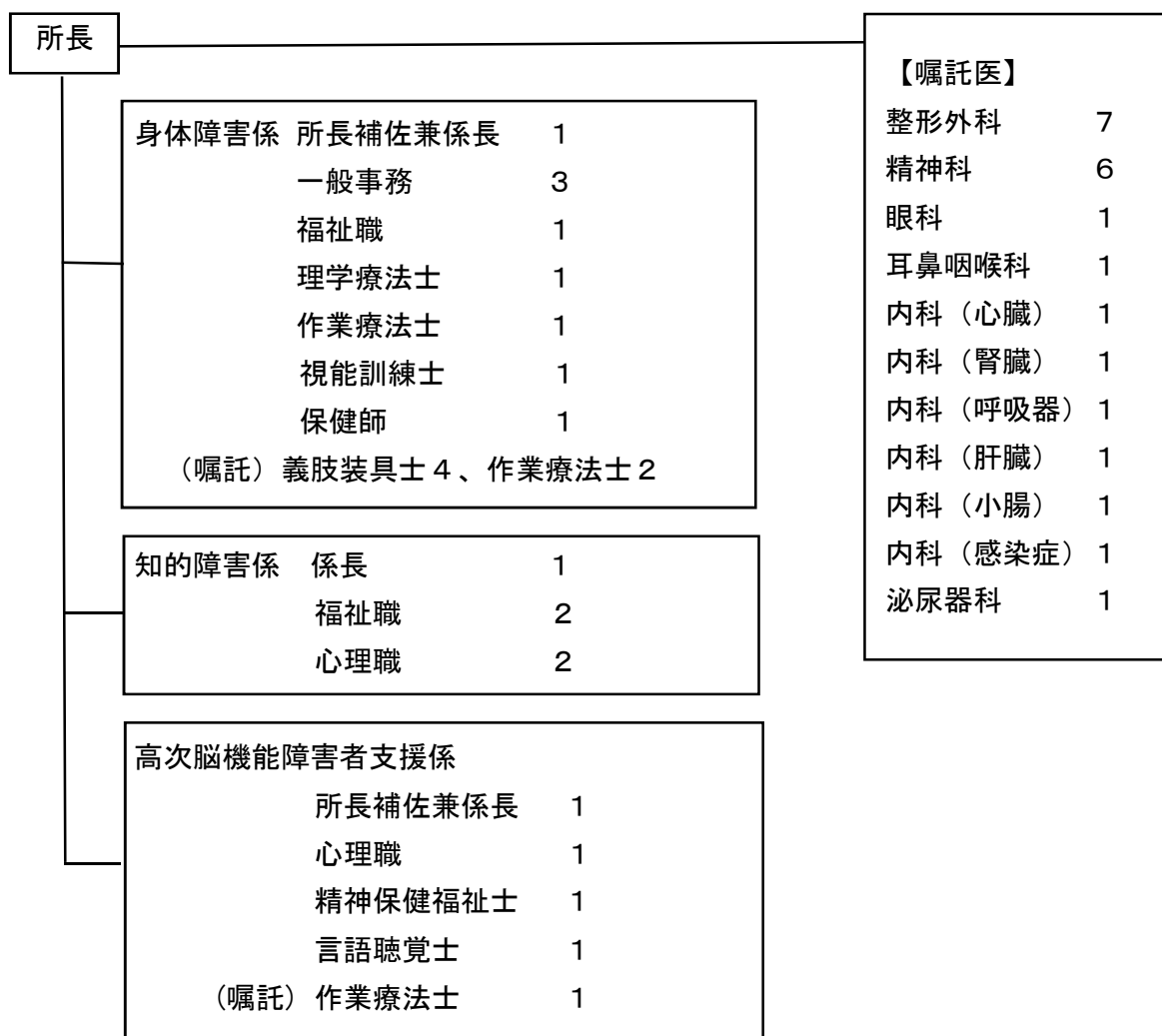
- (1) 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階 (大宮区役所)
- (2) センター専用部分 4階一部 435 m²

センター平面図 (令和元年5月現在)



5 組織及び職員配置

「平成 31 年 3 月 31 日現在」



6 さいたま市障害者更生相談センター条例

平成15年12月25日

条例第72号

改正 平成18年3月23日条例第12号

平成25年3月19日条例第8号

平成30年12月27日条例第60号

(設置)

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所として、さいたま市障害者更生相談センター（以下「相談センター」という。）をさいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1に設置する。

(業務)

第2条 相談センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 身体障害者福祉法第11条第2項に規定する業務（同法第10条第1項第2号ロからニまでに掲げる業務に限る。）に関すること。
- (2) 知的障害者福祉法第12条第2項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ロ及びハに掲げる業務に限る。）に関すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第2項及び第3項、第26条第1項並びに第74条に規定する業務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日条例第12号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第8号抄）

附 則（平成30年12月27日条例第60号抄）

(施行期日)

この条例は、平成31年5月7日から施行する。

第2 業務の内容

1 更生相談

- (1) 更生相談（身体障害者）
 - ア 補装具費（義手、義足、装具、車椅子、補聴器他）の支給に際して、その処方、仮合せ及び適合判定
 - イ 自立支援医療（障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、生活上の便宜を増すことを目的とした更生医療）の判定
- (2) 更生相談（知的障害者）
 - ア 知的障害者の療育手帳の交付判定
 - イ （判定内容をふまえた上での）知的障害者への理解や関わりに関する助言
- (3) 施設入所調整
指定障害者支援施設等入所の調整
- (4) 訪問事業（在宅）
福祉用具や家屋改修、介護方法などについて家庭訪問による専門的・技術的な助言や臨床心理学・社会福祉学に基づいた助言
- (5) 訪問事業（施設）
障害者施設などに職員を派遣して、施設職員への専門的・技術的助言
- (6) 研修会の開催等
福祉事務所職員研修、専門技術研修、専門技術研修等への講師派遣
- (7) 身体障害者手帳認定・療育手帳の交付
- (8) 高次脳機能障害者への支援

2 係別業務内容

- (1) 身体障害係
 - ア 所内の管理業務
 - イ 身体障害者手帳認定事務
 - ウ 社会福祉審議会障害程度審査部会の開催
 - エ 補装具費支給判定
 - オ 特例補装具審査会の開催
 - カ 自立支援医療（更生医療）の給付判定
 - キ 補装具、日常生活用具等の相談
 - ク 指定障害者支援施設の入所調整
 - ケ 身体障害者等の訪問相談事業
 - コ 研修会の企画・実施

(2) 知的障害係

- ア 療育手帳交付判定
- イ 療育手帳交付事務
- ウ 指定障害者支援施設の入所調整
- エ 知的障害者等の訪問相談事業
- オ 研修会の企画・実施

(3) 高次脳機能障害者支援係

- ア 相談業務（対応についての助言・提案等）
- イ 研修会の企画・実施
- ウ 当事者会及び家族会の活動支援
- エ 普及啓発
- オ ネットワーク形成
- カ 情報の収集・分析・統計

3 判定相談業務の日程

内 容	実施日
肢体更生相談	月 7 回
知的更生相談（新規）	月 4 回
知的更生相談（再判定）	随 時
聴覚更生相談	月 1 回
更生医療（内部）	免疫：月 1 回 / 腎臓：月 1 回 / その他内部（随 時）
視覚更生相談	随 時
電動車椅子走行チェック	随 時

4 ケースカンファレンス・判定会議

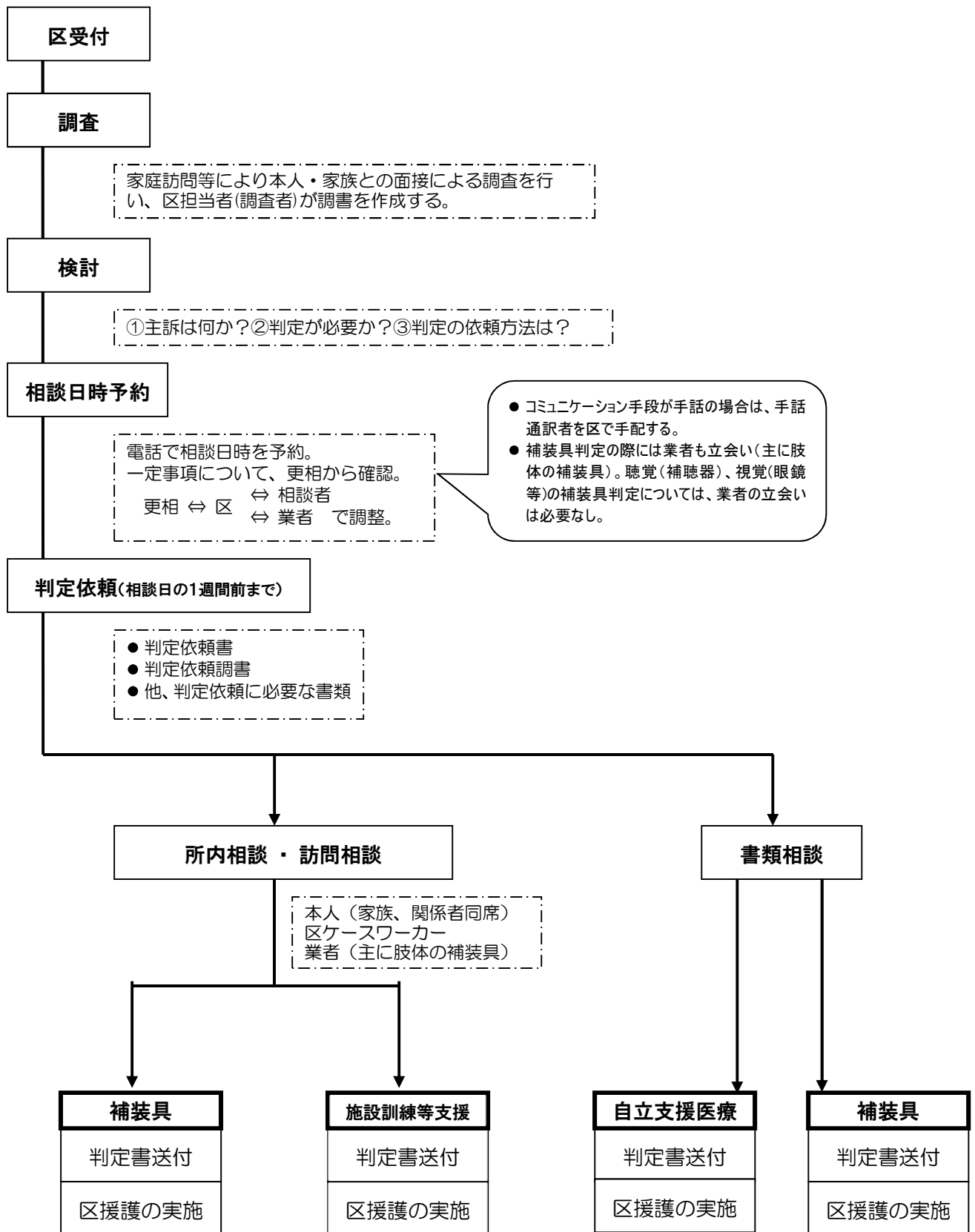
肢体更生相談では、福祉事務所の判定依頼を受け、相談の約 1 週間前に、医学的、社会的状況などの情報をケースカンファレンスにて共有を行い、適切な補装具相談が行えるよう事前準備を行っている。

知的更生相談では、事前にケースカンファレンスを行い、判定後は全ケースに対して所長以下、知的障害係職員が出席して平均週 1 回開催の判定会議を行って最終決定している。

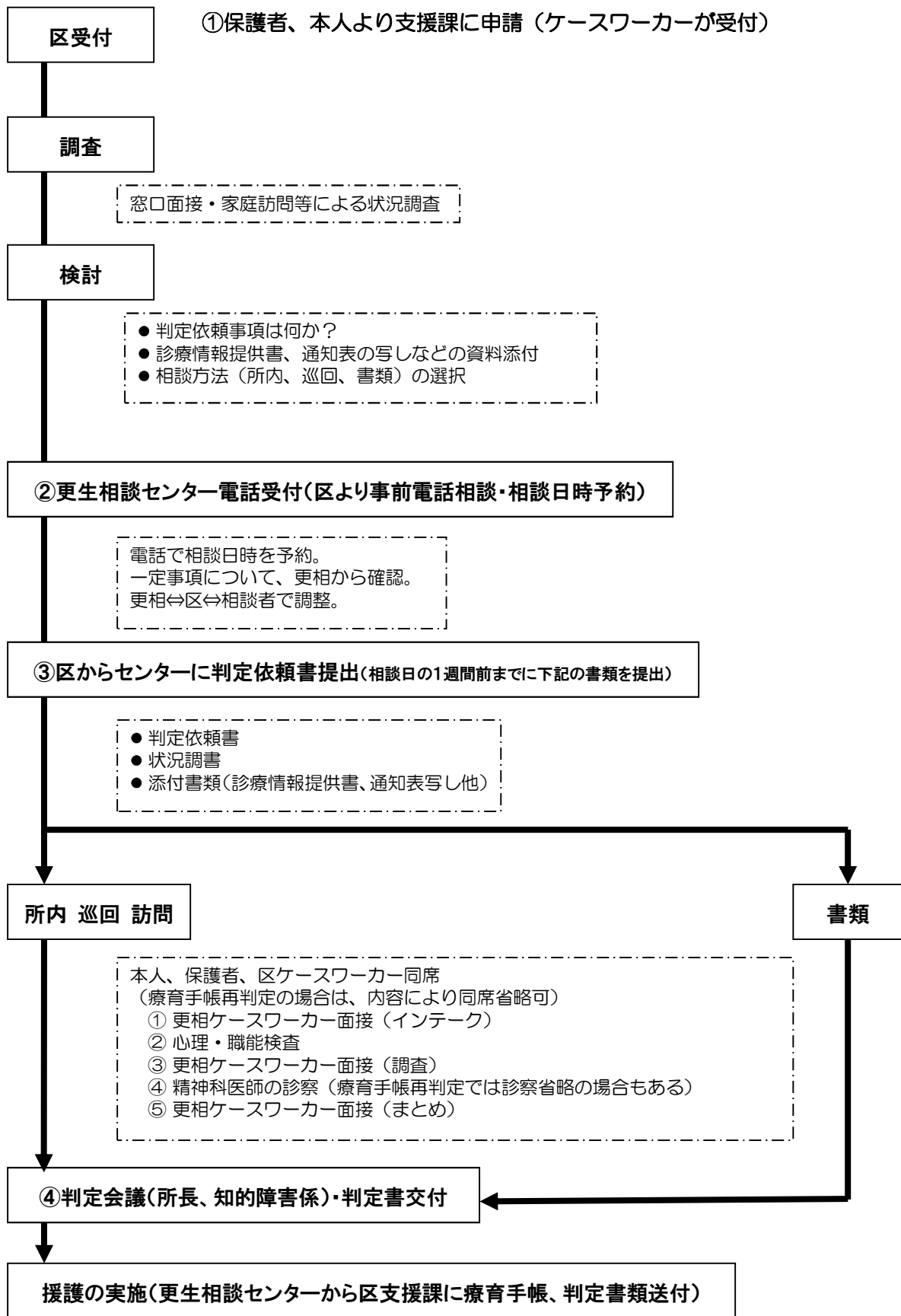
高次脳機能障害者支援では、受理した相談内容を係内にて共有し、対応等について協議するケースカンファレンスを平均週 1 回行っている。

5 更生相談の流れ

(1) 身体障害者

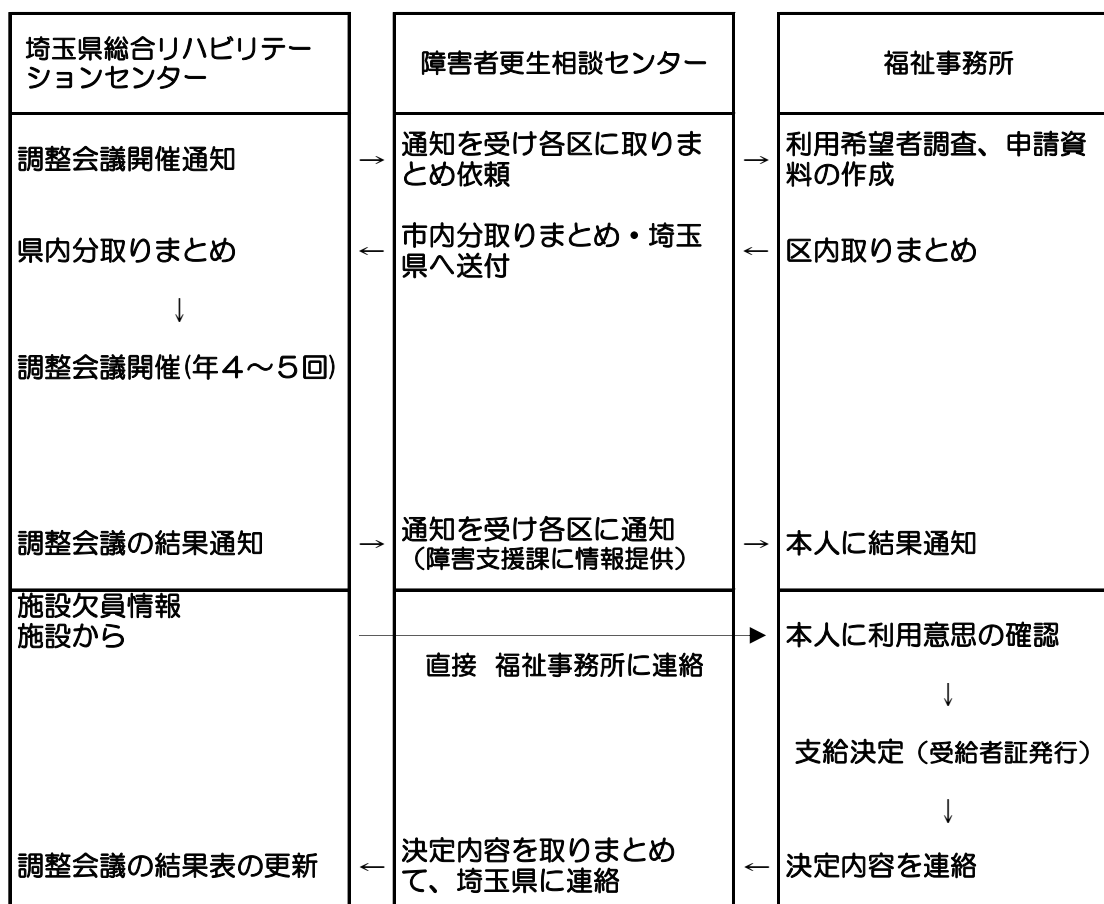


(2) 知的障害者



6 入所調整の流れ

指定障害者支援施設等の入所の適正・公平な実施を期するため、埼玉県身体障害者関係指定障害者支援施設等入所調整実施要綱及び埼玉県知的障害者関係指定障害者支援施設等入所調整実施要綱に基づき、調整会議通知を受け、これを各福祉事務所へ利用希望調査を求め、当センターが取りまとめを行い埼玉県へ送付する。



施設入所調整件数・施設種別対象者数

施設種別	年度	調整者数	入所者数	待機者
身体障害者関係 指定障害者支援施設	29	5	2	52
	30	9	4	54
知的障害者関係 指定障害者支援施設	29	62	10	233
	30	67	12	249

7 訪問事業

(1) 在宅身体障害者・知的障害者等訪問相談事業

身体・知的障害者又は身体・知的障害を有する者及びその家族等からの相談に対して福祉事務所等の職員が行う家庭訪問等に、センター職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、心理職等）が同行して専門的な助言等を行うことにより、地域の身体・知的障害者等の在宅生活の向上を図る。

事業の内容は、福祉用具、家屋改修、介護方法等に関する専門的な助言等の他、臨床心理学に基づいた面接、行動観察、諸検査、聴き取り調査等を通じ、個々に応じた支援・対応策について指導、助言を行う。ただし、機能訓練等、継続的な訪問は行わない。

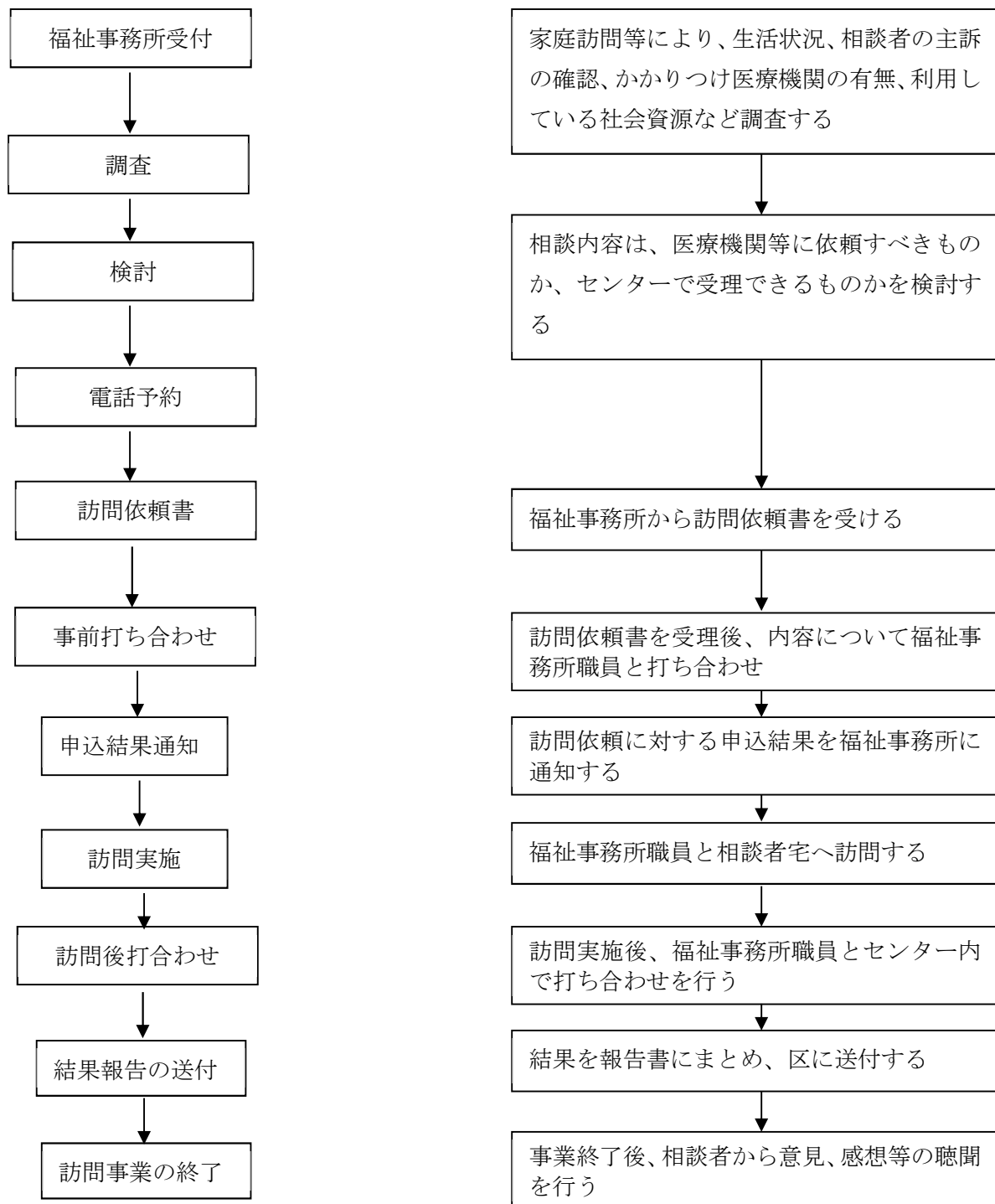
在宅訪問相談件数

内容	疾患/障害名	相談件数		訪問のべ回数	
		29年度	30年度	29年度	30年度
コミュニケーション 機器	筋萎縮性側索硬化症（ALS）	6	9	11	13
	多系統萎縮症	0	2		
	脳幹梗塞	0	1		
車椅子・電動車椅子	筋萎縮性側索硬化症（ALS）	0	1	0	2
	筋ジストロフィー	0	1		
合計		6	14	11	15

コミュニケーション機器の入力装置の内訳

視線検出入力装置	5
接点式入力装置	3
空気圧式入力装置	3
圧伝素子式入力装置	1

在宅訪問事業の流れ



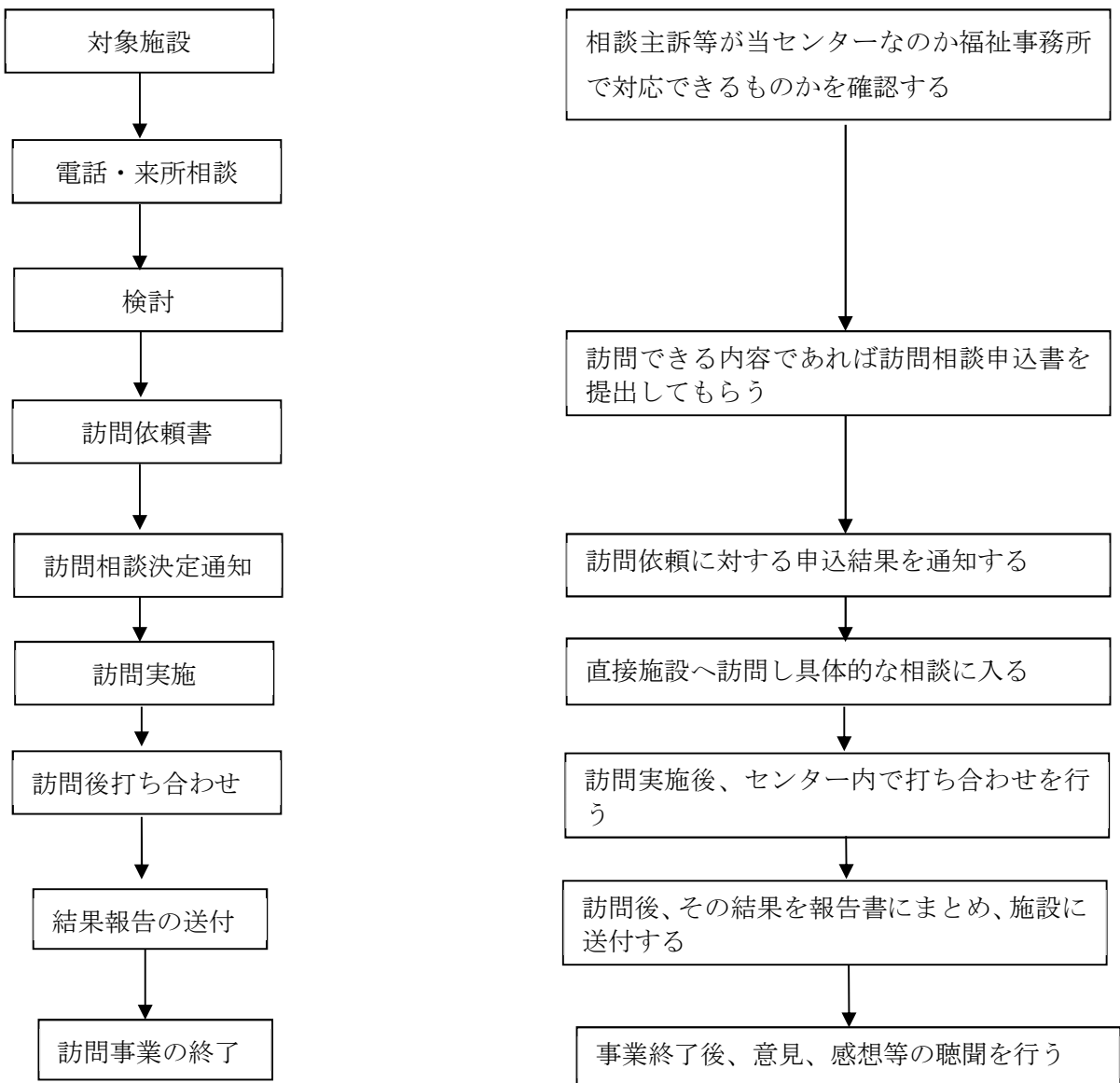
(2) 施設訪問相談事業

老人福祉施設、障害福祉サービス事業所、グループホーム、ケアホーム等にセンター職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、心理職等）が訪問して、障害者の特性理解と、対応方法の専門的な助言等を施設職員へ行うことにより、障害者の福祉向上を図る。

施設訪問相談件数

対象施設	相談対象の疾患／ 障害名	相談 件数	訪問のべ 回数	訪問職員
障害福祉サービス事業所	知的障害	2	5	心理士・ケースワーカー
障害者支援施設	重複障害（知的・身体）	1	1	理学療法士・ケースワーカー

施設訪問事業の流れ



8 その他の地域支援

(1) サービス調整会議等への参加

区で定期に開催されるサービス調整会議等に心理士、知的障害ケースワーカー、精神保健福祉士等が、出席して関係機関の支援を行っている。

出席回数：53回

(2) 電話対応件数

身体障害者手帳に関しては、診断書の記載等や障害認定について、医療機関や他自治体からの照会が多い。

身体障害に関する相談では、福祉事務所等から補装具や更生医療に関する問合せが数多く寄せられる。平成30年度は電話相談件数が前年の倍以上になっている。その一因として、福祉事務所からの相談で、複数回の電話のやり取りを必要とする案件（特に電動車椅子など）が増加していることが考えられる。

知的障害に関する相談では、療育手帳の受付窓口からの問い合わせが主だが、本人・家族からの申し出により、判定結果を支援機関に情報提供するなどの対応も行っている。その他、知的障害者の生活面の相談を受けた区役所や施設などへのアドバイスも行っている。

電話対応件数（のべ件数）

年度	身体障害者手帳	知的障害	身体障害	合計
H28	1,167	2,678	2,637	6,482
H29	1,374	2,025	2,593	5,992
H30	1,336	2,246	5,948	9,530

9 高次脳機能障害者支援

- (1) 相談支援：高次脳機能障害者に対する専用電話相談窓口を週に1回開設している。
各関係機関の求めに応じて、相談支援（後方支援）を行っている。
- (2) 支援者向け研修の開催：市職員や関係機関職員等を対象とした研修会を実施している。
- (3) グループ活動：当事者グループ（年に2クール、1クール8回）や家族教室を行っている。
- (4) 当事者会・家族会の活動支援：当事者・家族が主となって開催する相談会や定例会へ、職員が参加し活動支援を行っている。
- (5) 普及啓発：ポスターやリーフレット等を作成し、関係機関や医療機関等に配布している。
また、市民等を対象にしたセミナーの開催やホームページによる情報発信を行っている。
- (6) スーパービジョン事業：専門医を講師に困難事例の検討等を行っている。
- (7) ネットワーク作り：市内医療機関や関係機関、埼玉県高次脳機能障害者支援センター等の職員の参加を募り、座談会を行っている。
- (8) 情報の収集・分析・統計：高次脳機能障害者の医療・福祉に関する情報を各関係機関より収集・分析等を行っている。また、他自治体の情報等についても同様に行っている。

10 研修会の開催等

(1) 研修会の実施

ア 新任職員研修

福祉事務所に配属された新任職員等を対象として、補装具、日常生活用具、知的障害、高次脳機能障害等の基礎知識研修、手帳認定業務等について研修会を開催した。

	研修内容	実施日	対象者	参加
第1回	「身体障害者の基礎的理解」 (身体障害者手帳事務・診断書の見方) 「知的障害者の基礎的理解」 (知的障害者 更生相談) ※障害支援課と共同開催	4月17日	福祉事務所、障害政策課、障害支援課、障害者総合支援センター、総合療育センターひまわり学園、障害者生活支援センターほか	35名
第2回	聴覚障害者の理解、補装具の基礎知識と聞き取りの留意点(義肢、下肢装具、補聴器)	6月6日	福祉事務所、総合療育センターひまわり、保健所ほか	25名
第3回	「高次脳機能障害～基礎的な理解と対応」 「知的障害者更生相談における心理判定」	6月15日	福祉事務所、障害者総合支援センター、総合療育センターひまわり学園、障害者生活支援センターほか	27名
第4回	補装具の基礎知識と聞き取りの留意点 (車椅子、電動車椅子、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置)	6月22日	福祉事務所、総合療育センターひまわり、保健所ほか	24名
第5回	「日常生活用具」 「更生医療」	7月5日	福祉事務所、総合療育センターひまわり、保健所ほか	23名

イ 専門研修

市内関係機関の職員等を対象として研修会を開催した。

研修名	研修内容	実施日	講師	対象者	参加
高次脳機能障害者支援者研修	「高次脳機能障害～家族支援について考える～」	8月24日	横浜市総合リハビリテーションセンター 山口加代子先生	福祉事務所、医療機関、障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所、小学校、介護支援専門員ほか	69名
知的障害者支援者研修	「罪を犯した知的障害者への支援」	12月21日	東京TSネット 山田恵太先生 野原郭利先生	福祉事務所、障害者総合支援センター、障害者生活支援センターほか	24名
高次脳機能障害理解促進セミナー	「高次脳機能障害者の夫と共に生きる」～夫と歩んだ14年間のあしあと～	2月9日	イラストレーター 柴本礼氏	当事者、家族、支援者ほか	93名

※埼玉県と共催による「高次脳機能障害に関する医療関係者向け専門研修会」を開催。

8月29日「高次脳機能障害のある子どもへの支援～成長と共に変化する課題を考える～」

参加者 114名

(2) 視察・実習等の受け入れ

①研修や実習等の受け入れ

実習内容	年度	受け入れ先・期間・人数等
	29	受け入れなし
更生相談所の役割と実務他	30	埼玉県立大学 (8月20日～9月7日) 2名

②視察の受け入れ

12月5日 仙台市障害者総合支援センター（身体更生相談所）理学療法士1名、作業療法士1名

2月26日 埼玉県総合リハビリテーションセンター 医師1名、相談部課長1名

(3) 講師派遣

福祉機関等からの依頼による研修会等に職員を積極的に派遣した。

研修名	テーマ	期日	派遣先
居宅介護支援事業所職員研修会	高次脳機能障害の基礎	9月4日	居宅介護支援事業所 (介護の金太郎)
緑区ケアマネージャー交流会	高次脳機能障害の基礎	1月11日	緑区役所
福祉部内勉強会	高次脳機能障害の基礎	1月31日	大宮区役所
さいたまマック職員研修会	事例検討	8回	アルコール依存症リハビリテーションセンター (さいたまマック)
出前講座	高次脳機能障害の基礎	4回	地域包括支援センター 社会福祉協議会 シルバークラブ

(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師研修会

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師に対して、身体障害者福祉についての一層の理解と協力を得るとともに、障害程度診断における評価・判定の統一性を確保するために、身体障害者手帳診断書作成の実務に即した専門研修会を開催した。埼玉県、川越市、越谷市、川口市、本市による共催である。免疫機能障害の研修会は開催せず、資料送付のみ行った。

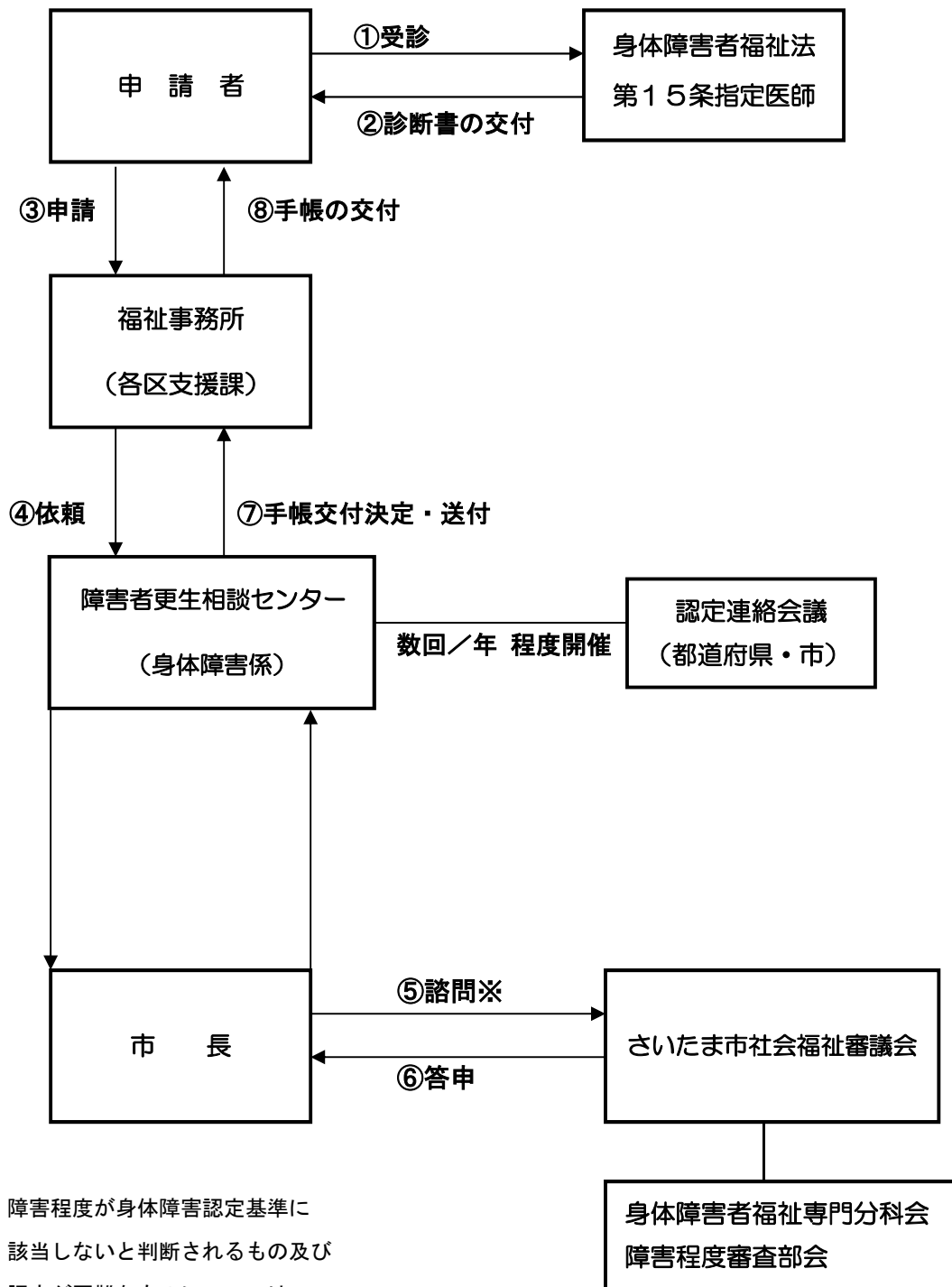
開催日 平成31年1月20日(日)、27日(日)

会場 さいたま共済会館、全電通埼玉会館

内容 視覚障害、聴覚障害(音声・言語障害、平衡機能障害、そしゃく機能障害含む)、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害、肝臓機能障害

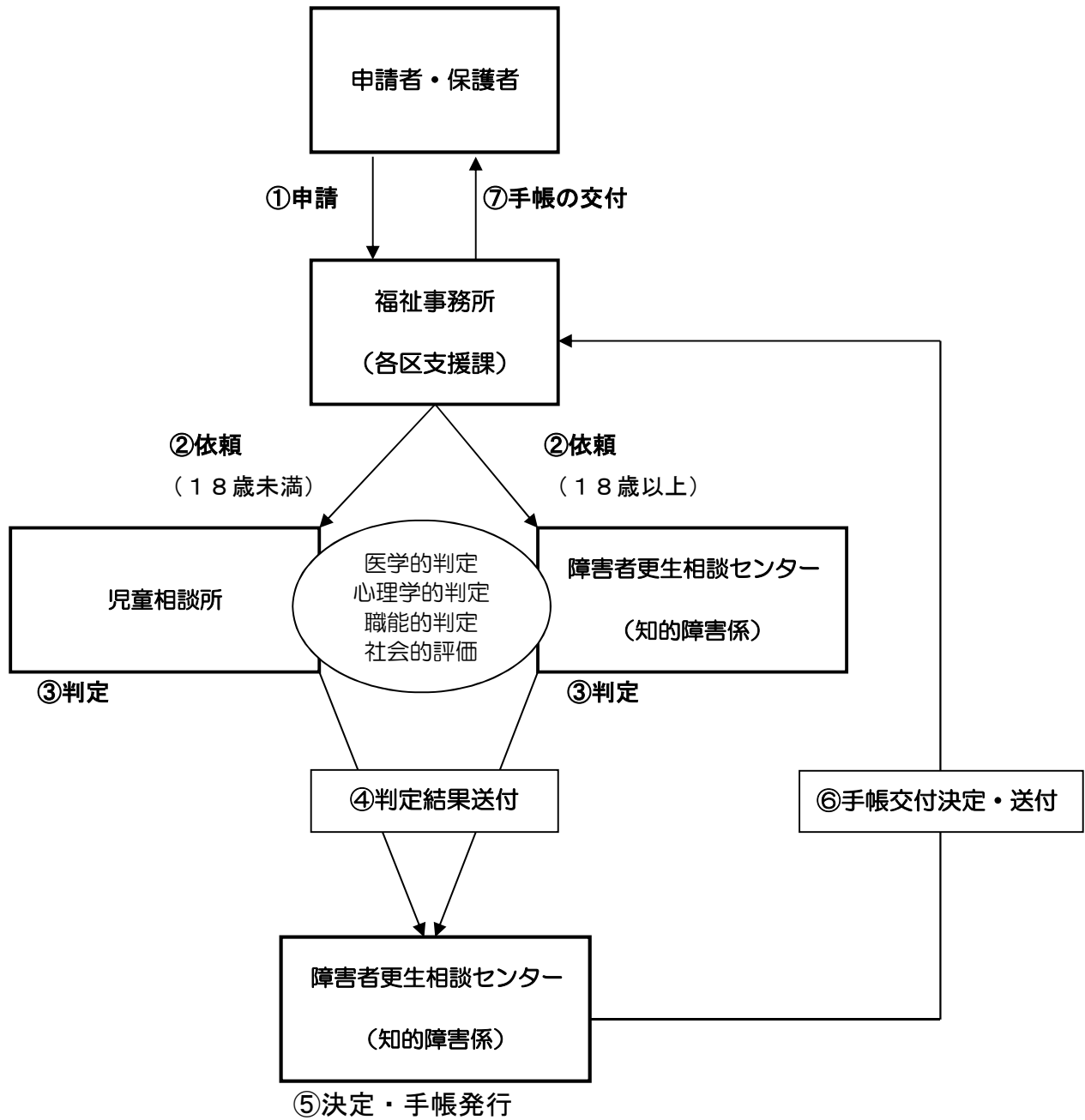
1 1 手帳認定

<身体障害者手帳認定業務>



※ 障害程度が身体障害認定基準に
該当しないと判断されるもの及び
認定が困難なものについては、
社会福祉審議会に諮問のうえ決定します。

<療育手帳判定業務>



第3 相談・判定等取扱い状況

1 身体障害者更生相談件数

(1) 身体障害者更生相談件数（内容別） （実件数）

区分	年度	自立支援医療 （更生医療）	補装具	その他	計
所内	29	0	118	0	118
	30	0	116	0	116
書類	29	240	225	0	465
	30	333	244	0	577
巡回	29		0	0	0
	30		0	0	0
計	29	240	343	0	583
	30	333	360	0	693

(2) 身体障害者更生相談件数 補装具 （実件数）

区分	年度	視覚	聴覚	音声・言語 そしゃく	肢体	心臓	呼吸器	難病	計
所内	29	0	10	0	108	0	0	0	118
	30	0	7	0	107	0	0	2	116
書類	29	0	167	0	58	0	0	0	225
	30	0	187	0	47	0	0	10	244
巡回	29	0	0	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	0	0	0	0
計	29	0	177	0	166	0	0	0	343
	30	0	194	0	154	0	0	12	360

(3) 身体障害者更生相談件数（区別） （実件数）

	西	北	大宮	見沼	中央	桜	浦和	南	緑	岩槻	他市	計
所内（補装具）	14	14	13	16	7	3	17	12	7	13	0	116
書類（補装具）	14	28	32	24	13	19	29	30	23	32	0	244
書類（更生医療）	18	36	27	51	20	27	32	45	24	53	0	333
計	46	78	72	91	40	49	78	87	54	98	0	693

(4) 身体障害者更生相談件数 自立支援医療（更生医療） (実件数)

区分	年度	視覚	聴覚	音声言語 そしゃく	肢体	心臓	じん臓	小腸	免疫	肝臓	計
書類	29	0	1	6	2	0	212	0	17	2	240
	30	0	2	8	3	1	302	0	16	1	333

(5) 身体障害者更生相談 自立支援医療（更生医療）判定状況

(1枚の判定書で複数判定あり)

障害名	内 容	29 年度	30 年度
視覚障害		0	0
聴覚障害	人工内耳埋込術	1	2
音声・言語障害		0	0
そしゃく機能 障害	歯科矯正	6	7
	上顎骨形成術・骨移植術	0	1
	下顎骨形成術・骨移植術	0	1
	口唇・口蓋形成術	0	1
	抜釘術	0	1
肢体不自由	股関節 人工関節置換術	0	2
	股関節 寛骨臼回転骨切り術 自家骨移植術	0	1
	筋解離術・腱延長術 ^{※)}	2	0
心臓機能障害	大動脈弁置換術	0	1
じん臓機能障害	人工透析療法	197	266
	腹膜透析療法	4	13
	腎移植術	5	7
	腎移植後の抗免疫療法	11	23
免疫機能障害		17	16
肝臓機能障害	肝臓移植	1	0
	肝臓移植後の抗免疫療法	2	1
合 計		246	343

※) 2件とも不適と判定

(6) 身体障害者更生相談 補装具判定状況 (1枚の判定書で複数判定あり)

				所内	書類	合計	
義肢	義手	殻構造	手部義手装飾用	1	0	32	
		骨格構造	上腕義手装飾用	1	0		
	義足	殻構造	果義足	有窓式	2		0
			足根中足義足	足袋型	1		0
		骨格構造	膝義足	ライナー式	1		0
			大腿義足	ライナー式	4		1
				吸着式	1		2
			下腿義足	TSB式	8		2
				PTB式	6		2
装具	上肢装具	B.F.O		1	1	81	
	下肢装具	短下肢装具		42	29		
		足底装具		4	0		
	靴型装具			4	0		
座位保持装置		座位保持装置付き車椅子		10	2	16	
		座位保持装置付き電動車椅子		4	0		
その他	補聴器	高度難聴用耳かけ型		4	155	205	
		高度難聴用ポケット型		0	9		
		高度難聴用耳あな型		5	0		
		重度難聴用耳かけ型		3	25		
		重度難聴用ポケット型		0	1		
		ロジャー		3	0		
	車椅子	普通型		10	4	25	
		リクライニング式普通型		0	1		
		手押し型A		3	1		
		リクライニング式手押し型		0	1		
		ティルト式手押し型		0	1		
		リクライニング・ティルト式手押し型		1	2		
		レバー駆動型		0	1		
	電動車椅子	普通型		2	0	13	
		簡易型切替式		9	0		
		電動ティルト・手動リクライニング式普通型		1	0		
		電動ティルト式普通型		1	0		
	重度障害者用意思伝達装置			2	10	12	
	合計				134	250	384
	補装具判定で不相当としたもの						0

(7) 特例補装具審査会審査内容

No	開催月	特 例 補 装 具	適 否
1	6月	座位保持装置(構造フレーム:車椅子リクライニング・ティルト式普通型) 骨盤・大腿部:クッション(特殊な空気室構造のもの)、足台改造(左右)	適
2	9月	構造フレーム(電動車椅子電動ティルト式普通型) フレーム改造:バックサポートパイプ間のサイズ拡張改造、アームサポート (右)部分の改造	適
3	10月	座位保持装置(構造フレーム:電動車椅子電動ティルト式普通型) 構造フレーム:クイッキーSALSA M2 外部充電器(ALPS充電器)、ミニジョイスティック、 マイクロライトスイッチ×2(電源スイッチ、ティルト操作のスイッチ) R-NET OMNI ディスプレイ、手動リクライニングバッグ、 手動エレベーターレグレスト(左・右)	適
4	1月	座位保持装置(構造フレーム:ティルト式ストレッチャー型手押し型車椅子) 構造フレーム:車椅子(ティルト式ストレッチャー型手押し型) 骨盤保持部品:臀部パッド(脱着式)	適
5	1月	車椅子普通型(オーダーメイド):オットーボック製 M2車椅子 フレーム改造:幅止め	適
6	3月	構造フレーム:車椅子 リクライニング式ストレッチャー型手押し型	適
7	3月	車椅子手押し型 A型 オーダーメイド方式 フレーム改造:バックサポートパイプ補強 側方転倒防止装置(折りたたみ式)(左・右) (座位保持装置)身体保持部品(ベルト部品)Cascade Designs VAR84212	適
8	3月	人工内耳用デジタルワイヤレス補聴援助システム(roger:ロジャー)	適
9	3月	デジタルワイヤレス補聴援助システム(roger:ロジャー)両耳	適

2 知的障害者更生相談件数

(1) 知的障害者更生相談 判定書交付件数

	年度	療育手帳	その他	計
所内	29	242	0	242
	30	226	0	226
書類	29	48	0	48
	30	51	0	51
巡回	29	4	0	4
	30	7	0	7
計	29	294	0	294
	30	284	0	284

(2) 知的障害者更生相談件数（相談内容別） ※内容重複あり

	年度	施設	職親 ・ 委託	職業	医療 ・ 保健	生活	教育	療育手帳	他	計
所内	29	2	0	0	0	3	0	242	14	261
	30	4	0	5	1	1	0	227	12	250
書類	29	0	0	0	0	0	0	48	0	48
	30	0	0	0	0	0	0	51	0	51
巡回	29	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	30	2	0	0	2	0	0	7	0	11
計	29	2	0	0	0	3	0	294	14	313
	30	6	0	5	3	1	0	285	12	312

(3) 知的障害者更生相談件数（判定内容別）

	年度	医学的 判定	心理学的 判定	職能的 判定	その他の 判定	計
所内	29	77	242	0	0	319
	30	62	226	0	0	288
書類	29	0	0	0	48	48
	30	0	0	0	51	51
巡回	29	0	4	0	0	4
	30	0	7	0	0	7
計	29	77	246	0	48	371
	30	62	233	0	51	346

(4) 療育手帳判定件数(程度別)

		年度	㊤	A	B	C	非該当	計
所内	新規	29	3	6	27	37	1	74
		30	0	7	24	24	2	57
	再判定	29	38	45	50	35	0	168
		30	49	38	49	33	0	169
	小計	29	41	51	77	72	1	242
		30	49	45	73	57	2	226
書類	新規	29	0	8	16	24	0	48
		30	5	6	11	26	0	48
	再判定	29	0	0	0	0	0	0
		30	1	1	0	1	0	3
	小計	29	0	8	16	24	0	48
		30	6	7	11	27	0	51
巡回	新規	29	1	0	2	0	0	3
		30	0	0	1	0	0	1
	再判定	29	1	0	0	0	0	1
		30	5	0	0	1	0	6
	小計	29	2	0	2	0	0	4
		30	5	0	1	1	0	7
計		29	43	59	95	96	1	294
		30	60	52	85	85	2	284

(5) 療育手帳判定件数(区別)

区別		西	北	大宮	見沼	中央	桜	浦和	南	緑	岩槻	計
所内	新規	3	4	3	14	5	8	3	8	5	4	57
	再判定	16	29	3	22	8	14	13	24	20	20	169
	小計	19	33	6	36	13	22	16	32	25	24	226
書類	新規	1	0	2	12	0	2	2	12	7	10	48
	再判定	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	3
	小計	1	1	2	13	0	2	2	12	7	11	51
巡回	新規	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	再判定	0	2	0	2	0	0	0	1	1	0	6
	小計	0	2	0	2	0	0	0	2	1	0	7
計		20	36	8	51	13	24	18	46	33	35	284

3 高次脳機能障害に関する相談件数

(1) 全体

相談者（延べ件数）

本人	340
家族	274
関係機関	538
その他	6
計	1,158

相談内容（重複回答あり）

福祉サービスの利用	488
障害や病状の理解	263
就労	163
健康・医療・診断	165
不安の解消・情緒安定	161
生活技術	105
家族関係・人間関係	96
社会参加・余暇	105
家計・経済	30
保育・教育	26
リハビリテーション	36
権利擁護	36
その他	40
計	1,714

(2) 高次脳機能障害専用電話相談

相談者（延べ件数）

本人	158
家族	199
関係機関	242
その他	4
計	603

相談内容（重複回答あり）

福祉サービスの利用	282
障害や病状の理解	115
就労	101
健康・医療・診断	81
不安の解消・情緒安定	72
生活技術	49
家族関係・人間関係	58
社会参加・余暇	60
家計・経済	24
保育・教育	24
リハビリテーション	4
権利擁護	12
その他	14
計	896

(3) 当事者・家族会支援

相談者（延べ件数）

当事者・家族会支援	343
-----------	-----

4 手帳交付件数

(1) 身体障害者手帳所持者数

平成31年4月1日現在

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計(人)
視 覚	18歳未満	8	7	3	5	8	3	34
	18歳以上	670	704	158	208	348	116	2,204
聴 覚 平 衡 機 能	18歳未満	7	97	15	15	0	37	171
	18歳以上	177	610	328	609	12	928	2,664
音声・言語 そしやく	18歳未満	0	0	0	1			1
	18歳以上	80	41	281	150			552
肢体不自由	18歳未満	243	126	77	30	21	8	505
	18歳以上	3,354	3,263	3,502	4,434	1,143	622	16,318
内 部	18歳未満	88	3	43	15			149
	18歳以上	7,452	160	1,109	2,085			10,806
小 計	18歳未満	346	233	138	66	29	48	860
	18歳以上	11,733	4,778	5,378	7,486	1,503	1,666	32,544
計(人)		12,079	5,011	5,516	7,552	1,532	1,714	33,404

(2) 療育手帳所持者数

平成31年4月1日現在

区分	①	A	B	C	計(人)
18歳未満	399	406	457	1,034	2,296
18歳以上	1,320	1,247	1,602	1,303	5,472
計(人)	1,719	1,653	2,059	2,337	7,768

第4 調査・研究

第20回埼玉県健康福祉研究発表会にて、3名の職員が研究発表を行った。

開催日時：平成31年1月22日（火）

会 場：県民健康センター

発表演題：「知的障害者更生相談所における施設訪問相談事業の取り組み」
「遂行機能障害がある高次脳機能障害者へのコミュニケーション支援について」
「高次脳機能障害の当事者グループ『はじめの一歩』について」

知的障害者更生相談所における施設訪問相談事業の取り組み

所属名 さいたま市障害者更生相談センター

氏名 ○伊藤由香利 今井智子 中野沙耶 寒澤麻美 大久保洋子 大室登

1 目的

さいたま市障害者更生相談センターでは、知的障害者更生相談所における地域支援の一つとして、施設からの知的障害者に関する専門的な相談に応じるため、平成22年度から施設訪問相談事業を実施している。事業開始から8年間余りが経過したことにあたり、これまでの事業の成果と課題を整理し、今後の事業のあり方について考察する。

2 実施内容

(1) 対象施設

障害者支援施設、グループホーム、生活ホーム、その他

(2) 事業の周知方法

事業開始時には、市の関連機関へ文書で通知したほか、数か所の施設に出向いて事業説明を行った。この数年は、区のケースワーカー向けの研修会で周知したり、施設や福祉事務所から相談が入った際に、事業の説明を行っている。

(3) 職員体制

日頃、療育手帳の判定業務にあたっている専門職（精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士など）1～3名を、相談ケースごとに担当として割り振っている。

(4) 相談の流れ

図1の相談の流れで実施している。施設から依頼があった後、施設の希望をもとに訪問内容（観察、面接、カンファレンスへの参加等）を決定し、訪問日の調整を行う。回数は必要に応じて設定するが、継続的な相談は原則実施していない。

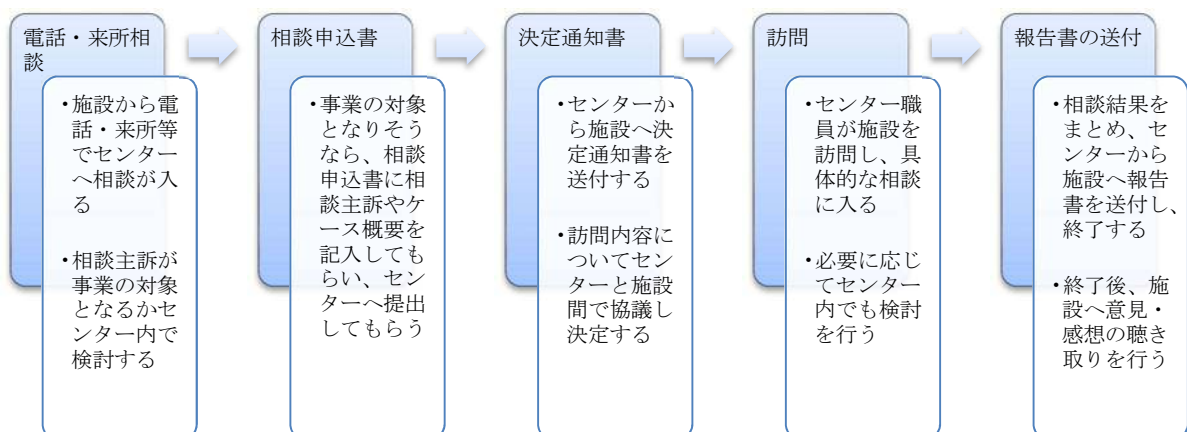


図1 <相談の流れ>

3 実施結果

(1) 申し込み件数

平成 22 年～29 年度までの 8 年間で、相談は 9 件、訪問回数は延べ 23 回となった（身体障害に関する相談で、理学療法士等が対応したケースは除く）。

(2) 相談ニーズ

「本人の特性や内面を理解したい」「対応方法を知りたい」「施設内で対応方法について共有したい」といった理由での申し込みが多かった。施設内で対応方法を共有したいとのニーズのある場合では、施設職員のカンファレンスにセンター職員が参加する形をとった。処遇やサービス利用についての相談ではなく、施設内でできる支援方法についての相談が主であった。

(3) 対象ケース

状態像に変化があるケースや能力が低下したケース、コミュニケーションに難しさのあるケースなどが対象となった。また、多くのケースで他害行為や物を壊すなどの行動上の問題があった。

(4) 助言内容

行動の背景の整理、問題が生じたときの対応方法、かかわり方での配慮点、コミュニケーションツールの提案、作業内容の助言等を行なった。本人・保護者の了解が得られた場合には、手帳判定時の様子や能力的特徴について情報提供を行い、支援を考える際の参考にした。

(5) 施設の感想

「これまでとは別の視点から支援方法を考えるきっかけとなった」、「本人の特性について改めて理解する機会となった」、などの感想が得られた。

4 評価・今後の事業展開に向けて

相談の対象となるケースは、施設職員が長く支援を重ねてきても、なお支援の難しさがあるケースが多い。そのため、施設訪問相談事業での短いコンサルテーションの中で、すぐに問題が改善されるということは難しい。しかし、3 の実施結果にもあるように、施設職員からは、事業の利用を通して、「これまでにはなかった別の視点でケースを見直すことができた」、「本人のできること・難しいことを再確認できる機会となった」等の感想が得られており、ケース（本人の特性・経過）を再評価する機会として当事業を活用してもらうことができるようだ。また、これまで、療育手帳判定における心理判定が、施設職員の見立てや支援に活かされるということはほとんどなかったが、相談の中で、本人・保護者の同意を得て心理判定の内容を施設職員と共有することで、より本人の能力や特徴に合わせた支援が検討できると思われる。

知的障害者更生相談所の中で、施設訪問相談を行っているところは全国的にも少ない。知的障害者更生相談所の設置運営基準などでも、施設支援について具体的に内容が示されているわけではなく、確立された方法はない中で、これまで取り組んできた。そのため、現在も事業の試行錯誤の段階はまだ続いていると言える。今後、さらに対応件数を重ねていくことで、相談対応力の向上や助言内容の充実を図っていききたい。また、事業をより広く知ってもらうため、周知方法も工夫していけるとよいかもしれない。当事業は、当センター側にとっては、地域の実情や現場の声に触れる貴重な機会となっており、専門性を維持していくために今後も継続して取り組んでいきたい。

遂行機能障害がある高次脳機能障害者へのコミュニケーション支援について ～電話をかける練習を通して～

さいたま市障害者更生相談センター

○西尾咲也子 土田弦 福増晶子 曲淵祥子 澁田紀子 田中裕二 大室登

1 目的

高次脳機能障害者の障害特性として、「新しいことをなかなか覚えられない」「急な出来事に対し柔軟な対応ができない」「考える前に行動してしまう」といった症状がある。そのため、初めての場面や不慣れな場面で、どのように行動したらよいか具体的なイメージが持てるようにする支援が必要である。

それらを踏まえ、今回は同様の課題があった2事例に対して、事業所を休む時や、電車が遅れたという場面を想定し、電話をかける手順書を作成した。そして事業所へ実際に電話をかけてもらい、相手に伝える方法の練習を行ったので、その取り組み内容と成果について報告する。

2 実施内容

さいたま市障害者更生相談センターにて相談支援を行ってきた2事例に対して、手順書を作成し、利用を提案した。(図1・図2・図3) 現在、通所している障害福祉サービス事業所にも協力いただき、事業所を休む時や、電車が遅延しているという場面を想定した電話練習を行った。

3 結果

Aさん 20分の練習を1回行った。

実施前 荒天の日、通所途中で遅刻をすと思ったAさんがパニックになり、家族へ電話をした。心配したAさんの家族から当センターに電話があり、当センターから事業所へAさんの状況を電話で連絡をした。

実施後 通所途中で道に迷ってしまい、Aさんから当センターに電話で連絡があった。当センターからAさん自身で事業所へ電話連絡するように促したところ、Aさんは自分で事業所へ電話をして、自分の状況を説明することができた。

Bさん 20分の練習を1回行った。

実施前 Bさんの家族から、「Bが事業所を休むので、その連絡をしてほしい。」という依頼がメールで送られてきたため、当センターで休みの連絡を行った。

実施後 「自分のスマートフォンから、自分で事業所へ電話連絡している」とBさんから報告があった。また、電話練習時にBさんから「予め休みが分かっている日はどうしたらいいのか」という質問があり、事業所へ確認したところ、「勤怠届を書いて頂くが、Bさんは一度書いたことがある。」という回答が得られた。Bさんがこのエピソードを記憶に留めていない可能性があるため、勤怠届を書く手順書を作成した。(図4)

4 成果と考察

手順書は、不意な出来事に遭遇し、パニックに陥ってしまった場合でも、これを見れば電話がかけられ、書いてある通りに読めば、相手に伝えられるように作成した。また、実際の場面を想定した練習や振り返りを行うことで、自分でも電話連絡ができるということを本人と確認することができた。今後も自分で連絡をしているかを確認し、フォローアップに努めていきたい。

C 事業所お休みの連絡

0 4 8 - 1 2 3 - 4 × 6 7

9時00分に電話をします。

この時間が過ぎてしまっても
かならず連絡をしましょう。

今日は風邪のためお休みします

今日は用事があるためお休み
します

今日は〇〇のためお休みします

図1 〈Aさんの手順書 その1〉

バスや電車が遅れていて、
C 事業所に遅刻しそうな時

スマホに登録してあるC 事業所に
電話をする。遅刻が分かった時点で
電話をする。

0 4 8 - 1 2 3 - 4 × 6 7

「A です。（電車または
バス）が遅れているので、
遅刻します。」

図2 〈Aさんの手順書 その2〉

お休みの連絡を、自分で
9時～10時にします。

① 電話をかける
(0 4 8 - 1 2 3 - 4 × 6 7)

② 「B です。」

今日は風邪のためお休みします

今日は用事があるためお休み
します

今日は〇〇があるためお休み
します

図3 〈Bさんの手順書 その1〉

お休みがあらかじめ分かって
いる場合は、次のようなメモを
C 事業所にお渡しして、勤怠届
を書いてください。

月 日にお休みします。

【理由】

仕事の打ち合わせのため

病院の受診のため

〇〇〇〇のため

図4 〈Bさんの手順書 その2〉

高次脳機能障害の当事者グループ「はじめの一步」について ～成果と課題の検討～

さいたま市障害者更生相談センター

○福増晶子 西尾咲也子 土田弦 曲淵祥子 田中裕二 佐藤章 大室登

1 はじめに

高次脳機能障害は、注意や記憶など目に見えにくい機能の障害であるため、周囲の人だけでなく当事者にとっても、症状が分かりにくく、病識の乏しい方が多い。自分のことを理解し支援を求めることに難しさがあると、発症後の社会復帰にも困難が生じる。本市では平成27年度より、成人期の高次脳機能障害の当事者が、自分の「強み」・「弱み」を理解し、社会参加に向けた第一歩となることを目的に、当事者グループ「はじめの一步」（以下、「当事者グループ」という）を実施している。平成27年度から平成30年度前期までの参加者について、その社会参加の状況の変化をまとめ、当事者グループの成果と課題を検討する。

2 当事者グループについて

- (1) 概要：平成27年度より、毎年月に2回の頻度で全8回(10月から1月)を1クールとして実施しており、参加は原則一人2クールまでとする。
- (2) 対象：個別の相談などでつながり、社会参加に向けてニーズのある高次脳機能障害の方。
- (3) 職員体制：作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、保健師、心理士など4～5名。
- (4) 活動内容：これまでの活動内容を表1にまとめた。

表1 当事者グループの活動内容

ルーチン		日付の確認、予定の確認、ルールの読み合わせ、気分と体調の発表、関心のある出来事の発表、ラジオ体操、アイスブレイク		
各回	ジャンル	対人交流／自己表現	症状の理解	外出／リラックス
	プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介・名札作り ・音楽鑑賞 ・得意なことを発表 ・今後取り組みたいことを発表 ・他の参加者へメッセージを書く ・コラージュ 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の症状チェック ・症状の寸劇を見せて、対応を考える ・困り事と工夫の発表 ・あると助かるサポートを考える ・働くということ 	<ul style="list-style-type: none"> ・氷川参道散策 ・初詣 ・呼吸とストレッチ ・茶話会

3 実施内容

平成27年度からの当事者グループの参加者について、概要及びその社会参加状況の変化についてまとめた。

4 結果

- (1) 参加者のうち、病識が無い、または不十分な人は9名であった。
- (2) 高次脳機能障害以外の問題では、他機関との関係のこじれが5名、家族関係の問題が4名、精神科的問題が5名であった。
- (3) 参加者の概要と当事者グループの出席率、開始前と終了後の社会参加の状況を表2にまとめた。
- (4) 参加者13名(延べ21名)のうち、社会参加の状況に進展が見られた人は8名(表2の網掛け部分)であった。

表2 参加者の概要と社会参加の状況

	性別	年齢 ～歳代	キ ー パー ソン	発症から の年数	原因 疾患	病識	他の問題	社会参加の状況		出席率
								開始前	終了後	
1	男	20	無	10≧	事故	無	家族関係 他機関との関係	日中活動の場	施設入所	50%
2	男	30	無	10≧	事故	無	家族関係、精神的問題 他機関との関係	就労に向けた訓練	入院	20%
3	女	40	無	10≧	事故	△	精神的問題	日中活動の場	就労	50%
4	男	40	無	10≧	事故	無	精神的問題、経済 問題、家族の障害	在宅	就労に向けた訓練	100%
5	男	50	無	10≧	事故	△	他機関との関係 経済問題	在宅	就労に向けた訓練	56%
6	男	40	無	10≧	脳血	有	家族関係 精神的問題	在宅	在宅	33%
7	男	40	有	1～5	脳血	無	浪費	デイサービス	就労に向けた訓練	89%
8	男	50	無	1<	脳血	無	経済問題	在宅	在宅	25%
9	男	50	無	1～5	脳血	有	他機関との関係	デイサービス	デイサービス＋ 当事者活動	88%
10	男	30	無	10≧	脳腫瘍	△	他機関との関係 家族関係	在宅	就労に向けた訓練	100%
11	男	50	有	10≧	脳腫瘍	有	精神的問題	在宅	就労に向けた訓練	75%
12	男	20	有	1～5	脳症	△	精神的問題	外来リハ	外来リハ	63%
13	女	30	有	10≧	脳症	有	無	保護的環境での就労	就労に向けた訓練	94%

※原因疾患の脳血＝脳血管障害、病識の△＝障害への理解が不十分、＝進展の見られた人を示す

5 考察

当事者グループの出席率が70%以上であった参加者6名は、終了後に何らかの社会参加を始めていた。一方、出席率が40%未満の参加者3名は、終了後の社会参加の状況は変わらなかった。参加者の個々の状態の違いは大きく、体調の管理ができていたり、基本的な生活習慣が確立している人は、当事者グループの出席率が高くなったと思われる。社会参加を始めた人は、「グループ活動を通し、生活のリズムができた」「他の人の考えに触れられたことが良かった」と振り返っており、印象に残ったプログラムとして、参加者全員で行うゲームや貼り絵を挙げている。以上より、当事者グループを通し、生活リズムが整い、人との関わりに自信をつけられたこと、様々な考えに触れて自身を客観的に見て、望む就労の形態が明確になったことが、社会参加ができ始めたことの要因であると思われる。これは、就労などの社会参加を実現させるために、心と身体の健康管理や、基本的な生活リズムの確立、さらに対人技能という土台が大事であるとする、平成30年度版就業支援ハンドブックの職業準備性ピラミッドと一致する。今後の課題は、当事者グループと並行して、きめ細かい個別の支援を行うとともに、グループでしかできない、他者と共に行う活動や自分以外の人の考えに触れる活動などの内容の充実に努めることである。



令和元年度事業概要
(平成30年度実績報告)
令和元年6月発行

編集・発行
さいたま市障害者更生相談センター

この事業概要は50部作成し、1部当たりの作成費用は140円（概算）です。